

富山市パブリック・コメント手続要綱

第1章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定めることにより、市の政策等に係る市民への説明責任を全うするとともに、市政に対する市民の理解と参画を促進し、公正で開かれた市政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「パブリック・コメント手続」（以下「手続」という。）とは、市が基本的な政策等を立案する過程において、立案の趣旨・目的・内容など、必要な事項を広く市民等に公表して意見を募集し、提出された意見を参考として政策等の意思決定を行った後、意見及び意見に対する市の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において、「実施機関」とは、市長、教育委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び消防局長をいう。

3 この要綱において、「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市内に存する学校に在学する者
- (5) 政策等に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

(対象)

第3条 手続の対象となる事項は、次に掲げるもののうち、実施機関において必要と認めるものとする。

- (1) 総合計画や各行政分野における部門別の基本計画の策定又は改定の案
- (2) 市政の基本的かつ重要な制度・方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃の案
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（市税の賦課徴収又は分担金、使用料若しくは手数料等の徴収に関するものについては金額に係る条項を除く。）の制定又は改廃の案
- (4) その他市民生活又は事業活動に重大な影響を及ぼす計画、条例、規則、要綱の策定、制定、改廃の案

(対象外)

第4条 前条各号に掲げる事項のうち、次のいずれかに該当するものは、手続を行わないことができる。

- (1) 迅速又は緊急を要するもの及び改廃の内容が軽微なもの
- (2) 法令等の規定に基づき、意見聴取を行うもの
- (3) 手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行うもの
- (4) 審議会等が、この要綱に準じる手続又は手続と同等の効果が得られると認められる他の方法により、意見聴取を行うもの

(5) 案の策定に関し、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの

第2章 実施手順

(案の概要等の公表)

- 第5条 実施機関は、政策等の立案を行おうとするときは、最終的な意思決定を行う前の適切な時期に、市ホームページへの掲載等により政策等の案の概要を公表するものとし、手続の実施については広報等を活用して事前周知に努めるものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により案の概要を公表するときは、併せて次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 政策等の案の概要に対する意見の提出期間、提出方法、提出先
 - (2) 政策等の案の概要の入手方法
 - (3) 政策等の案の概要を理解するのに参考となる資料
 - (4) その他手続に必要と認められる事項
- 3 実施機関は、政策等の案の概要及び資料を市民等が容易に入手できるよう、十分配慮するものとする。

(意見の提出期間)

- 第6条 実施機関は、市民等から政策等の案に対する意見を募集するときは、政策等の案の概要の公表の日から、30日程度を目安として期間を定めるものとする。

(意見の受付)

- 第7条 意見は、次に掲げる方法により受け付けることとし、意見の提出に際しては市民等に住所及び氏名等を明示するよう求めるものとする。
- (1) 電子メール
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 実施機関の事務所への持参
 - (5) その他案件に応じた必要な方法

(意思決定に当たっての考慮等)

- 第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を参考に、政策等の意思決定を行うものとする。
- 2 実施機関は、前項の規定により意思決定を行ったときは、提出された意見及び意見に対する市の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正の内容を公表するものとする。
- 3 前項に定める公表は、ホームページへの掲載その他実施機関が必要と認める方法により行うものとする。

第3章 その他

(審議会等との調整)

- 第9条 実施機関は、この要綱による手続の対象となる事項について、法律又は条例に基づき設置する附属機関及び実施機関が設置するこれらに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の答申等に基づき、意思決定を行おうとする

るときは、審議会等への諮問後に手続を行うものとする。

- 2 前項の場合において、実施機関は、審議会等における審議が継続されているときは、審議会等に対し、手続の実施により提出された意見及び意見に対する市の考え方を情報提供するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に、合併前の富山市パブリックコメント手続要綱（平成15年3月6日決裁）の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年6月3日から施行する。